ほぼ週刊コラム　Partnership論　その１２５

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』の振り返りと準備**

**第六回勉強会（**[**年表**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)**項目３：世界初の本格的partnership税制code）の準備（２）：**

**シャウプ使節団訪日（1949年）はSubchapter K誕生の直前。もし順番が逆だったなら…。**

　2014.12.25　rev.1　齋藤旬

**休刊予定だったが、**簡単なものを書くことにした。戦後直ぐの1949年に米国から日本を訪れたシャウプ使節団は、その[勧告序文](http://homepage1.nifty.com/kybs/shoup/shoupj00.html)にあるように「世界で最もすぐれた税制を日本に構築する」という理想に燃え、当時の米国式税制を骨格とする税制を日本にもたらした。

　このシャウプ税制は、確かに素晴らしい税制だった。[先週のコラム１２４](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141219%20W124%20birth%20of%20subchapter%20K/20141219%20W124%20birth%20of%20subchapter%20K%20rev1.docx)の3頁目に示したが、当時の米国連邦歳入の大半はindividual income taxとcorporate income taxで構成されていた。この二税を基本とする米国税制に、米国租税学者であるシャウプは大きな自信を持っていたので、ザックリと言えば、これをそのまま日本に導入したのがシャウプ税制だったと言える。この二税は、国家の歩調とcorporatesの歩調を合わせるために両者の足を繋ぐ「紐帯」だから、シャウプ税制導入をもって、corporatism --- 国家とcorporateが二人三脚して国家経済を発展させること --- が日本に導入されたと言って良いだろう。

　20世紀中盤の世界中でcorporatismが効を奏したことを考えると、戦後日本の「奇跡の復興」と「高度経済成長」は、シャウプ税制によってもたらされたと言って過言ではない。

**しかし1990年代になると日本の経済成長は止まってしまった**。年末恒例のrevise upした「GDP推移グラフ」を載せたので、日本の所謂「失われた二十年」を見て頂きたい。

　ここには、現在のGDP世界第一位から第四位の米中日独をプロットした。この四カ国についてザッとしたことを言えば、米国は2007年サブプライムショック2008年リーマンショックによる世界経済危機の影響が若干あるものの概ね堅調で旺盛な経済成長を続けている。中国は、2004年に最新式西洋流憲法を導入して以来、ピッチを上げて経済を拡大させている。日本は「失われた二十年」を続ける中、2013年は急激な円安に押されて「円」で見ればGDPプラス成長していると言うことだが、「ドル」で見ればGDPが急降下を始めている。ドイツは、1990年代に停滞を見たが、2002年のユーロ通貨統合以来はユーロ高の影響も幸いして、先の世界経済危機以降の影響を除いて堅調で旺盛な経済拡大を続けている。

**Partnership経済を導入できた米中独。できていない日本**。日本だけが経済停滞する原因は、世間では色々取り沙汰されているが、私自身はこの様に考えている。

米中独にとってpartnership経済導入は、三者三様に自然な流れだった。米国は、[コラム９８](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20140613%20W98%20intermediary%20groups%20and%20Alexis%20Tocqueville/20140613%20W98%20intermediary%20groups.doc)で説明したアレクシス・トクヴィルも言う様に、元からpartnershipを熟知していた。中国は[コラム８８](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20140404%20W88%20menaqce%20of%20china/20140404%20W88%20menaqce%20of%20china%20rev5.doc)で示した様に2004年に最新の西洋流憲法を導入し、更に米国による猛特訓も受けてpartnership経済を会得した。ドイツは元から西洋の中心にあってpartnership経済のことは良く知っていたし、1989年ベルリンの壁崩壊で冷戦終結し東西ドイツ統合した後は[コラム１２](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2012/20120913%20W37%20doitsu%20kogaku%20sanngyou%20no%20fukkou%20rev7.doc)で示した様に、第二のマーシャル・プランとも呼ぶべきTAP（Trans-Atlantic Partnership：環大西洋パートナーシップ）によって、また、下の写真からも分かる様に、父親が東ドイツでキリスト教宣教師だったメルケル首相が、ドイツ出身のローマ法王ベネディクト十六世（在位2005-2013）と、両者の母語であるドイツ語で密に連絡を取り合って、更にpartnership経済の巧者となっていった。



1989年ベルリンの壁崩壊、1991年ソ連の崩壊でcorporate経済の竜虎の一方である社会主義計画経済 --- 虚構の度合いから言ってこちらが架空の生き物である「竜」だろう --- の限界が顕わになった。他方corporate経済の竜虎の「虎」であるケインズ主義管理経済も、「英国病」などから分かる様に限界を迎えていた。この様な経済主導原理の大きな変動の最中（さなか）、米中独にとってpartnership経済導入は、とても自然なことだった。

**では何故、日本はpartnership経済を導入できないでいるのか？**　その原因は根本的には、長い間鎖国していた辺境島国ニッポンが元々の西洋の姿に「無知」であることだ。更に、開国後幾度かの、西洋を学ぶタイミングが「最悪」だったことにも原因があると思う。

一つは明治開闢のタイミング、もう一つはこのシャウプ税制導入のタイミング。両タイミングとも、間が悪いことに、西洋社会経済にとって常態であるpartnershipでなく異常であるcorporateに、西洋が傾注していった時期だった。

　明治開闢の頃の西洋が異常であったことは、読者受講者ならば既に説明を要しないだろう。その頃、つまり19世紀後半の西洋では、レオ十三世やウェーバーなど多くの思慮深い者達がcorporate経済に警鐘を鳴らしたにもかかわらずその拡大を止められなかった。西洋に追いつけ追い越せを標榜していた日本は、西洋にとっては「異常」であるcorporate経済の拡大を、「これこそ西洋」だと勘違いして、闇雲に無批判に受け入れてしまったのだ。

**シャウプ使節団訪日のタイミングも最悪だった**。それは米国でも1954年Subchapter K誕生の直前、即ち、corporate全盛の時代だった。日本は、「世界で最も優れた」という太鼓判をシャウプが押した税制をもらい、更に、そのお陰で「奇跡の復興」と「高度経済成長」とを成し遂げたのだから有頂天となってしまった。

だからその背後で、シャウプの母国米国でpartnership税制の整備が着々と進んでいるだなんてつゆとも気づかなかった。corporateは会社形態の最終進化形態であり、corporateに強制される発生主義会計は不可侵のルールであり、corporateの課税所得認識権限は事業者でなく国家にあるのであり、corporate income taxを国家に納税することはcorporate企業の義務だ、と日本人は鵜呑みにしていたし、残念ながら今も所与としてそう捉えている。

　この四つとも、19世紀までの西洋では異端ないし異常とされた考え方だ。また現在も、米中独をはじめとする世界中で、かつて会社形態の主流であったpartnershipを強化して復活させ、上記四つの考え方とは全く異なる方向に考え方を修正して展開する「新経済ゾーン」が拡がっている。つまり20世紀のほんの百年弱の間だけ、この「異端」「異常」な考え方が猛威を振るっただけなのに、日本人は未だ「これぞ王道だ」と勘違いしている。

　ただ、まー、「仕方なかった」のかもしれない。今週最後というか今年最後は、来年の幸運と好転を期して、これまでの「運の悪さ」を更に痛感する話で締めくくろう。それは…。

**先週載せた拙訳**[**『Subchapter K誕生史：Mark H. Johnsonの探求の旅』**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2012/20121115%20W46%20subchapter%20K%20(1)/Mark%20H%20Johnson%20Quest%20rev3.doc)**の3頁目の下の方をご覧頂きたい**。シャウプ使節団に参加した二人の米国租税学者がそこには登場する。

・・・Mark Johnsonは一人で仕事をしたわけではない。例えばALI所得税プロジェクトは2人の学者によって主導された。日本に派遣されたシャウプ使節団に参加した後、当プロジェクトに加わった二人の学者だ。一人目はStanley Surrey主任広報官。1950年にHarvardからBerkeleyに移った、20世紀中葉の米国租税に関する法と政策の巨人である。もう一人は、William G. (“Bill”) Warren副広報官。彼はまもなくしてコロンビア大学の学長となり、そのポストを1969年まで務めた。・・・

Stanley SurreyとWilliam G. (“Bill”) Warrenが、シャウプ使節団に名を連ねていることは、[Wikipediaの「シャウプ勧告」](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B7%E3%83%A3%E3%82%A6%E3%83%97%E5%8B%A7%E5%91%8A)でも確認できる。

　歴史に「たら･･れば･･」は禁物だが、シャウプ使節団がもしあと5年遅く訪日し、Stanley SurreyとWilliam WarrenがPartnership税制を良く知った後にシャウプ勧告起草にあたったならば、[Subchapter Kの最初の条文](http://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/701)、即ち、aggregate theory採用を確定させた条文：

　U.S. Code § 701 - Partners, not partnership, subject to tax

A partnership as such shall not be subject to the income tax imposed by this chapter. Persons carrying on business as partners shall be liable for income tax only in their separate or individual capacities.

　和訳は：

　U.S. Code § 701 – partnershipでなくpartnersが課税対象。

Partnershipは、それ自体では、この章で規定されるincome taxが課税される対象とは成り得ない。Partnersとしてビジネスを遂行するpersonsが個々人それぞれの法的行為能力のみに応じてincome taxを納めなければならない。

望むらくはこの条文くらいはシャウプ税法にも加えられていて、今日の世界のpartnership経済興隆の謎を解くヒントをもらえていたかもしれない。accountingとはそもそも、一律一様な規則に則って団体で機械的に行うものでなく、一人一人がそれぞれの「尊厳」と向き合って個別に行うものだと気づき、「失われた二十年」なんて起きなかったかもしれない。

　こう考えると、カエスガエスも1949年シャウプ使節団訪日があと5年遅かったらと、悔やまれてならない。まっ、来年こそはこの米国Partnership税制勉強会とLLC制度研究会Web Siteの存在が多くの日本人に知られ、猛勉強を開始する人が増えることを期待したい。

こう気を取り直したところで、今年は以上。来年は年明け早々に九州大学シンポジウム『制度選択と新経済ゾーン』が開催されるので準備に忙しくなる。年明け第一号コラムは、恐らく1月16日（金曜日）になるだろう。アシカラズ。良いお年を！来年もよろしく！